

熊本県公報

第12817号
平成31年(2019年)
4月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 平成31年度(2019年度)管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………(薬務衛生課) 1
- 「熊本県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」……………(水産振興課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定……………(障がい者支援課) 5
- 熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱……………(統計調査課) 6
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 10
- 造成宅地防災区域の指定……………(//) 11
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 12
- 家畜伝染病(流行性脳炎)発生について……………(畜産課) 12
- パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等……………(情報政策課) 12
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(くらしの安全推進課) 13
- 平成31年度(2019年度)電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方の決定……………(情報政策課) 13
- 平成31年度(2019年度)電算処理業務委託に係る随意契約の相手方の決定……………(//) 14
- 平成31年度(2019年度)熊本県調理師試験の実施について……………(健康づくり推進課) 14
- 換地計画の決定……………(農地整備課) 15
- 農用地利用配分計画の認可……………(農地・担い手支援課) 16
- 農用地利用配分計画の認可……………(//) 16
- 道路の位置の指定……………(建築課) 16
- 公共測量の終了……………(監理課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 17
- パソコン及びプリンタの賃貸借に係る一般競争入札の実施……………(情報政策課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 21
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(//) 21
- 県営土地改良事業の計画決定……………(農村計画課) 21
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程……………(企業局総務経営課) 21
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱……………(警察本部交通企画課) 22
- 熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気に係る落札者決定……………(警察本部会計課) 27
- 熊本県環境影響評価審査会の開催……………(環境影響評価審査会) 27
- 平成31年度(2019年度)熊本県情報公開・個人情報保護審議会の開催……………(情報公開・個人情報保護審議会) 28
- 取得時講習の追加及び期日変更に伴う熊本県公安委員会告示の一部改正……………(警察本部運転免許課) 28

告 示

熊本県告示第413号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項に規定する管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定したので告示する。
平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
(2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号
- 2 講習会の日程等

- (1) 日程
平成31年(2019年)10月28日(月)、11月11日(月)及び11月18日(月)
- (2) 講習科目
ア 公衆衛生
イ 理容所又は美容所の衛生管理
- (3) 講習会の会場
熊本県婦人会館(熊本県熊本市中央区水道町14-21)
- (4) 受講料
16,000円

熊本県告示第414号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成30年(2018年)熊本県告示第226号)を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国が推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画(法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。)により決定された漁獲可能量(法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。)の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

(1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源(法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。)の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来資源管理型漁業等を推進していくこととする。

(4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制(以下「協定制」という。)の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項

(1) 第一種特定海洋生物資源の平成30年(2018年)の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】
平成30年(2018年)1月から同年12月まで 若干

【まいわし】
平成30年(2018年)1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】
平成30年(2018年)7月から平成31年(2019年)6月まで

若干

(2) 第一種特定海洋生物資源の平成31年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。

【まあじ】

平成31年(2019年)1月から同年12月まで 若干

【まいわし】

平成31年(2019年)1月から同年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成31年(2019年)7月から平成32年(2020年)6月まで

※上記さば類の管理量については、管理対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源(まあじ、まいわし、まさば及びごまさば)の知事管理量に
関し実施すべき施策に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

また、中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業及び定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)

熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第5管理期間)

平成31年(2019年)4月19日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。

2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。

4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	1. 3トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下、「大型魚」という。)	6. 0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

1 本県における期間別の数量は、下表のとおりとする。

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	1.3トン	6.0トン
うち平成31年(2019年)4月から6月	0.2トン	1.5トン
7月から9月	0.2トン	1.5トン
10月から12月	0.7トン	1.5トン
平成32年(2020年)1月から3月	0.2トン	1.5トン

注 上表の期間別の数量から同期間の漁獲量を差し引いた数量を、次の期間別の数量に加えるものとする。

- 2 本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業 ・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2)(1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	・各漁業者は、支所長に電話連絡	・漁協(参事/支所長)は本県水産振興課にメール又はFAX連絡 ・本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	・各漁業者は、参事に電話連絡	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3)(1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に、直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

- 1) 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
 2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

- 1) 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・ くろまぐろをとることを目的とした操業は自粛する。
 - ・ 生存個体はすべて放流する。
 - ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるため1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
 - ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- 2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について
 - (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
 - (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

- 1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2又は第3の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該期間別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。
- 2 第5管理期間までの超過分の差引等について

小型魚の第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。

第3管理期間の超過量0.5トンについては、第4管理期間において0.4トンを差し引いているため、第5管理期間は0.1トンを差し引くこととする。

	超過量合計	第3管理期間期首の差引き量	第4管理期間期首の差引き量（9か月分）	第4管理期間の残量による差引き量	第5管理期間期首の差引き量	第6管理期間以降の差引き量合計
第2管理期間超過分	3.4トン	0.3トン	0.3トン	0.7トン	0.3トン	1.8トン
第3管理期間超過分	0.5トン	—	0.4トン	—	0.1トン	—

熊本県告示第415号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指 定 年 月 日	事 業 所 番 号	障害児通所支援の種類
えもご園 ぷらす 宇城市松橋町曲野 3 3 7 5 番地 3 9	一般社団法人 友信会 下益城郡美里町馬場 6 5 6 - 1 林田 勝博	平成 3 1 年 (2 0 1 9 年) 4 月 9 日	4 3 5 2 7 0 0 1 5 9	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第 4 1 6 号

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱
熊本県推計人口調査要綱（昭和 4 2 年熊本県告示第 2 4 0 号の 6）の一部を次のように改正する。

別紙第 2 号様式から別紙第 4 号様式までを次のように改める。

第2号様式

推計人口調査票(転入票)

年 月分

市区町村コード

1	3
---	---

市町村

転入者及び実態調査等による職権記載者

(

78	80
----	----

 枚目)

氏名	性別 男女	生年月			職権	従前の住所	※都道府県 市区町村コード				備考	
		年号	年	月								
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 A	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	

熊 本 県

第4号様式

推計人口調査票(死亡票)

年 月分

市区町村コード

1	3
---	---

市町村

死亡者

(枚中

78	80
----	----

 枚目)

氏名	性別	生年月			備考	氏名	性別	生年月			備考
	男女	年号	年	月			男女	年号	年	月	
4 C	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
	40						40				
	47						47				
	54						54				
4 C	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
	40						40				
	47						47				
4 C	54						54				
	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
	40						40				
4 C	47						47				
	54						54				
	61						61				
	5						5				
	12						12				
	19						19				
	26						26				
	33						33				
4 C	40						40				
	47						47				
	54						54				
	61						61				

第3号様式

推計人口調査票(転出票)

年 月分

市区町村コード

市町村

県外転出者及び実態調査等による職権消除者

(枚中 枚目)

氏名	性別 男女	生年月			職権	転出先	※都道府県				備考	
		年号	年	月			市区町村コード					
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	
4 B	5						13				18	
	19						27				32	
	33						41				46	
	47						55				60	
	61						69				74	

熊 本 県

部(次の図に示す部分に限る。)、3101番1、3101番2、3102番、3102番地先の脱落地、3103番、3104番、3105番、3135番1、3135番2、3135番3、3135番4、3136番1、3136番2、3137番、3138番1、3138番2、3143番、3144番、3144番1、3145番、3146番、3147番、3148番、3149番、3150番、3151番1、3151番2、3152番、3153番、3154番1、3154番2、3154番3、3154番4、3155番、3156番、3157番1、3157番2、3158番、3159番1、3159番2、3160番、3160番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、3161番1、3165番、3166番

上益城郡益城町大字赤井字宮園2126番、2127番、2127番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2128番、2129番、2130番、2130番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、2131番、2134番、2135番の一部(次の図に示す部分に限る。)

上益城郡益城町大字赤井字立道2149番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2150番1の一部(次の図に示す部分を除く。)、2150番2、2150番3、2150番4、2151番1、2151番2、2151番3、2152番1、2152番2、2152番3、2152番4、2152番5、2152番6、2153番の一部(次の図に示す部分に限る。)、2153番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2154番1、2154番2、2154番3、2155番、2156番、2157番1、2157番2、2157番3、2158番、2158番地先の道、2159番、2160番、2160番地先の道、2161番1、2161番2、2161番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、2162番、2163番、2164番、2165番、2166番の一部(次の図に示す部分を除く。)、2167番、2167番1、2168番、2168番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2169番、2170番、2176番1、2176番2、2177番1、2177番2、2178番2、2179番2、2181番、2182番1、2182番2、2183番1、2183番2、2183番3、2183番4、2184番1、2184番2、2185番1、2185番2、2185番3、2186番1、2186番2、2187番1、2188番、又2187番、又2188番、又2188番地先の水、2189番、又2189番、2190番、又2191番、2191番、2192番、2192番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、2193番、又2199番、2199番、2200番、2200番2、2201番

上益城郡益城町大字赤井字平2202番、2203番、2204番、2205番、2206番、2207番、2208番、2209番、2210番、2211番、2212番、2213番、2216番、2217番、2218番、又2219番、2219番、又2220番、2220番、2221番、2222番、2223番1、2223番2、2227番、2228番、2229番、2230番、2231番、2232番、2232番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、2233番、2234番、2235番、2236番、2241番

上益城郡益城町大字赤井字湯ノ上3484番、3485番、又3486番、3486番、3487番、又3488番、3488番、3489番1、3489番2、3490番、3491番4、3494番、3495番、3496番、3539番2、3543番、3544番、3545番、3546番、3547番、3547番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第418号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

馬水1地区(大規模)

上益城郡益城町大字馬水字駿ヶ原614番、615番1、615番2、615番3、615番4、615番5、616番1、616番2、617番1、617番2、618番、619番、628番5の一部(次の図に示す部分に限る。)、628番6の一部(次の図に示す部分に限る。)、628番8、628番9、628番10、629番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、629番4、629番6、629番7、629番8、629番9、629番10、630番1、630番3、630番4、630番5、630番6、630番7、630番8、630番9、631番1、631番2、631番3、631番4、631番5、631番6、631番10、631番11、631番13、631番14、631番15、631番16、631番17、631番18、631番19、632番1、632番2、632番4、632番5、632番6、632番7、632番8、632番9、632番10、632番11、632番12、632番13、632番14、632番15、632番16、632番17、632番18、634番1、634番2、634番4、634番5、634番6、634番7、634番8、6

34番9、634番10、634番11、634番14、635番4、659番1、659番4、659番10、661番1、661番3、661番4、661番7、661番8、661番9、661番10、661番11、661番12、661番16、662番1、662番2、662番3、662番4、662番5、662番6、663番、664番1、664番2、664番3、665番1、665番2、666番、667番1、667番1-2、667番1-3、667番3、667番4、667番5、667番6、667番8、667番9、667番10、667番13、667番14、667番16、667番16地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、668番、669番1、669番2、670番、671番1、671番2、673番、674番1、674番2、674番3、674番4、674番5、674番6、674番7、675番1、675番2、676番2、676番3、676番6、676番7、676番8、677番1、678番、679番、680番1、680番2、680番3、680番4、680番5、680番5地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、680番5地先の道の地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、681番、682番、683番、684番1、684番2、684番3、685番1、685番3、685番4、685番5、685番6、685番7、685番8、685番9、685番10、685番14、685番15、686番、687番、688番、689番、690番、691番1、691番2、692番1、692番2、692番3、693番、694番1、694番2、695番1、697番1、697番2、698番1、698番3、698番4、698番8、698番9、695番・696番・699番合併2、700番1、700番2、700番3、701番、702番1、702番4、702番5、702番6、702番7、703番、704番1、704番2、704番3、705番、706番、707番1、707番2、707番3、711番1、711番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、712番1の一部(次の図に示す部分に限る。)

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)4月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市赤水字涌上り 116番3地先から 阿蘇市赤水字山西 24番地先まで	429.6	交差点改良

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)4月19日

熊本県告示第420号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生戸数及び頭数	摘要
流行性脳炎	患畜	平成31年(2019年) 3月19日	天草市	1戸1頭	肉用牛

熊本県告示第421号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- パソコン及びプリンタの賃貸借
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成31年（2019年）5月9日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成34年（2022年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成33年（2021年）10月1日から平成33年（2021年）11月30日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1号第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県告示第422号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成31年（2019年）4月11日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	SEXアドベンチャー ワンダー・エロス（オーピー） つわものどもの夢のあと 剥き出しセックス、そして性愛（新日本映像） パイプ屋の女主人 うねり抜く（オーピー） 浴衣妻の興奮 我を忘れて（新日本映像） 凌辱の人妻 ねらわれた股間（新東宝映画） 福マン婦人 ねっとり寝取られ（オーピー） エロマダム 襦袢と喪服（新日本映像） マジカル・セックス 淫ら姫の冒険（オーピー） 好色花でんしゃ（につかつ）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第237号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 電子計算機組織及びプログラム・プロダクトの賃貸借一式
 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成31年(2019年)3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社J E C C
 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
 145,152,000円(うち消費税及び地方消費税の額10,752,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第238号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定
 役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)
 第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第
 51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。
 平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 電算処理業務委託 31業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成31年(2019年)3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 株式会社熊本計算センター
 熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 随意契約に係る契約金額
 73,872,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,472,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約の理由
 特例政令第11条第1項第2号による。

熊本県公告第239号

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により平成31年度
 (2019年度)調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則(昭和
 34年熊本県規則第8号)第9条の規定により公告する。
 平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
 平成31年(2019年)8月28日(水)
- 2 試験場所
 公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号
- 3 試験科目及び時間
 (1) 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
 (2) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 受験資格
 (1) 学歴
 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者又は調理師法附則
 第3項に規定する者
 (2) 調理実務経験
 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号、第14号若し
 くは第32号に掲げる営業(飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業)又は
 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの(1回20食
 以上又は1日50食以上)において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2
 年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 (1) 提出書類

- 次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。
- ア 受験願書 1部
 イ 調理業務従事証明書 1部
 ウ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類
 エ 写真(受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの) 1枚
 オ 戸籍抄本又は戸籍謄本(提出前6月以内に交付されたもの) 1部
 調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名(受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名)と現在の氏名が異なる場合に限る。
- (2) 受験願書の配付
 平成31年(2019年)5月13日(月)から平成31年(2019年)6月14日(金)まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には、配付しない。
 なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒(縦23.5センチメートル、横12センチメートル)を同封の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に請求すること。
- (3) 受験願書等受付期間
 平成31年(2019年)6月10日(月)から平成31年(2019年)6月14日(金)までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み(県外居住者の申込みに限る。)は、平成31年(2019年)6月14日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
- (4) 受験願書等提出先
 受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み(県外居住者の申込みに限る。)をするときは、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師試験願書在中」と朱書の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。
 ア 熊本市居住者にあつては、熊本市の保健所
 イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
 ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
- (5) 受験手数料
 6,200円の熊本県収入証紙(郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替)
 受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。
- 6 受験票の交付
 受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。
- 7 合格基準
 原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の2割以上であること。
- 8 合格発表
 合格者は、平成31年(2019年)9月18日(水)午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
 なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 9 その他
 (1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課(電話096-333-2252)に行うこと。
 (2) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者の開示するものとする。
 なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。
 (3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1年間(平成31年(2019年)9月18日(水)から平成32年(2020年)9月17日(木)まで)とする。

熊本県公告第240号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営南関西地区(今換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成31年(2019年)4月22日から
平成31年(2019年)5月27日まで
- 2 縦覧の場所 南関町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第241号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高植 和生	八代市高植本町	八代市高植本町字離洲1073番3ほか3筆
岩崎 恭志	八代市井上町	八代市竹原町字土器1520番1ほか1筆
有限会社松浦常男農産	八代市千丁町吉玉丸	八代市千丁町古閑出字八町306番ほか1筆

- 2 認可年月日
平成31年(2019年)4月11日

熊本県公告第242号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字内ノ原1080番3ほか6筆
農事組合法人おこば	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字川津留3769番ほか5筆

- 2 認可年月日
平成31年(2019年)4月11日

熊本県公告第243号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成31年(2019年)4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 阿蘇市三久保400番地3
- 2 築造者の氏名 阿部樹範
- 3 道路の位置 阿蘇市三久保字前畑563番4及び同563番5
- 4 道路の幅員 6.08メートルから6.29メートルまで
- 5 道路の延長 39.34メートル
- 6 指定年月日 平成31年(2019年)3月28日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第415号

熊本県公告第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成30年（2018年） 11月5日から 平成31年（2019年） 3月15日まで	熊本市北区植木町植木 （字西一丁目、字東二丁目、字西二丁目、字東一丁目の一部、字東三丁目の一部、字西三丁目の一部、舞尾字石仏の一部、滴水字十三部の一部、字町裏の一部、字長浦原の一部、字松原の一部、一木字山ノ本の一部）

熊本県公告第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2616番3
275.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪三丁目3番17号カウテール保田窪305
吉武 勇

熊本県公告第246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2600番2の一部
204.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎808番地1 グラースドゥ102号
井芹 翔太郎

熊本県公告第247号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達の名称
パソコン及びプリンタの賃貸借
 - (2) 調達に係る発注・契約担当部局
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班（熊本県庁行政棟新館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 調達に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 借入機器等の内容
パソコン及びプリンタの賃貸借に係る要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (5) 借入期間

- を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札をする場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成31年(2019年)5月21日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年(2019年)5月15日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年(2019年)5月30日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年(2019年)5月29日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成31年(2019年)5月30日(木)午前10時
- (イ) 場所 1(3)の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年(2019年)5月29日(水)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等

- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約を締結しようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）に賃貸借月数（57 月）を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3) の申出期限
- イ 提出場所 1 (2) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班
電話番号 096-333-2143
ファックス番号 096-381-8211
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of the products to be rent:
2480 sets of personal computer
100 sets of printer
- (2) Date and Place for tender:
Date: 10:00 a.m. May 30, 2019
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Information Policy Division, Transportation Policy and Information Bureau,
Department of Planning and Development
Kumamoto Prefectural Government
(9th floor of Prefectural Government New Building)
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2143

(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字木山字下辻603番1の一部、603番2の一部
283.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字木山366番地1
尾方 省三

熊本県公告第249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字二ノ峠1240番3の一部
402.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎988番地 サン・アーバニティ西久保202号
岩下 優樹

熊本県公告第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営平原地区土地改良事業（農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営平原地区土地改良事業（農用地の保全）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年（2019年）4月22日から平成31年（2019年）5月27日まで
- 3 縦覧場所
長洲町役場

登載依頼

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程（昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「別表第4中」の次に「6の項及び」を加え、「12の項から16の項」を「13の項から17の項」に改める。

第23条第1項本文中「7の項」を「8の項」に改める。

別表第4中「29の項」を「30の項」とし、6の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6	職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日の範囲内でそのつど必要と認める期間
---	-------------------------------------	----------------------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会告示第4号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により告示する。
平成31年4月19日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

- 1 委嘱年月日
平成31年4月1日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、連絡先及び活動区域

氏 名	連 絡 先	活動区域
秋山 高宏	熊本中央警察署 096-323-0110	熊本中央警察署管轄区域
生田 和吉	〃	〃
井島 修	〃	〃
伊藤 博文	〃	〃
岩崎 宏昭	〃	〃
鬼木 泰正	〃	〃
木崎 宏	〃	〃
北御門 博子	〃	〃
黒川 大二	〃	〃
許斐 修子	〃	〃
白浜 公博	〃	〃
高本 一臣	〃	〃
田上 義人	〃	〃
西菌 謙吾	〃	〃
宮崎 秀一	〃	〃
森崎 淳一	〃	〃
森田 東太郎	〃	〃
山田 美由紀	〃	〃
吉崎 征一	〃	〃
芳村 義雄	〃	〃
一門 哲也	熊本南警察署 096-326-0110	熊本南警察署管轄区域
伊藤 恵理子	〃	〃
浦田 恭介	〃	〃
小川 勝美	〃	〃
尾村 哲	〃	〃
神澤 正純	〃	〃
児安 洋一	〃	〃
志柿 晋	〃	〃
島田 純志	〃	〃
瀬尾 實男	〃	〃
高島 啓通	〃	〃
高本 信人	〃	〃
高山 淑子	〃	〃
田崎 正幸	〃	〃
田中 道德	〃	〃
田上 平	〃	〃
寺本 恒康	〃	〃
豊田 正尚	〃	〃
豊永 健一	〃	〃
中原 節子	〃	〃
中村 幸之助	〃	〃
中村 剛	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
西野 誠二	熊本南警察署 0 9 6 - 3 2 6 - 0 1 1 0	熊本南警察署管轄区域
林田 隆	〃	〃
藤原 謙吾	〃	〃
宮崎 俊郎	〃	〃
村上 清孝	〃	〃
吉田 誠義	〃	〃
吉田 喜幸	〃	〃
上利 新一	熊本東警察署 0 9 6 - 3 6 8 - 0 1 1 0	熊本東警察署管轄区域
安藤 敬久	〃	〃
井長 精華	〃	〃
菊山 一郎	〃	〃
清村 勝	〃	〃
工藤 悦雄	〃	〃
隈 志郎	〃	〃
榑 瑞勝	〃	〃
島田 昭伸	〃	〃
嶋田 一範	〃	〃
陣内 大六	〃	〃
高野 剛	〃	〃
田崎 建生	〃	〃
遠山 雅樹	〃	〃
徳永 博	〃	〃
成瀬 烈大	〃	〃
濱田 明博	〃	〃
濱本 守	〃	〃
藤枝 義弘	〃	〃
本多 一行	〃	〃
松岡 正裕	〃	〃
松岡 三雄	〃	〃
松山 光憲	〃	〃
渡邊 隆照	〃	〃
池田 常雄	熊本北合志警察署 0 9 6 - 3 4 1 - 0 1 1 0	熊本北合志警察署管轄区域
市原 敬助	〃	〃
有働 義則	〃	〃
工藤 良一	〃	〃
五所 輝夫	〃	〃
坂口 哲次	〃	〃
坂本 学	〃	〃
滝川 敬一郎	〃	〃
田尻 一男	〃	〃
田上 貢	〃	〃
多良木 慶輝	〃	〃
堤 雅彦	〃	〃
野崎 由喜男	〃	〃
東 海三	〃	〃
平井 力也	〃	〃
松岡 政晴	〃	〃
松永 季勝	〃	〃
村上 春行	〃	〃
森川 良一	〃	〃
山部 澄友	〃	〃
山本 春江	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
横田 明	熊本北合志警察署 0 9 6 - 3 4 1 - 0 1 1 0	熊本北合志警察署管轄区域
荒木公二郎	玉名警察署 0 9 6 8 - 7 4 - 0 1 1 0	玉名警察署管轄区域
今村 智博	〃	〃
上田勝一郎	〃	〃
上田 俊次	〃	〃
上野 孝広	〃	〃
内田 暉枝	〃	〃
北里 孝次	〃	〃
清田 正成	〃	〃
鈴木 一明	〃	〃
竹本 久芳	〃	〃
竹森 利徳	〃	〃
田畑 隆介	〃	〃
西口 俊之	〃	〃
平川 信行	〃	〃
開 勝年	〃	〃
山口 純子	〃	〃
上田 富男	荒尾警察署 0 9 6 8 - 6 8 - 5 1 1 0	荒尾警察署管轄区域
浦田 裕一	〃	〃
城戸 力	〃	〃
組脇 勝利	〃	〃
貞富 秀雄	〃	〃
下河 天龍	〃	〃
原 公聰	〃	〃
古川 和也	〃	〃
山口 輝幸	〃	〃
山田 勝清	〃	〃
吉田 正	〃	〃
牛島 健二	山鹿警察署 0 9 6 8 - 4 4 - 0 1 1 0	山鹿警察署管轄区域
栗原 輝美	〃	〃
栗原 典江	〃	〃
古賀 寿	〃	〃
竹下 和昭	〃	〃
富田 崇	〃	〃
西田 克己	〃	〃
村井 正臣	〃	〃
本山 幸嘉	〃	〃
秋月 順子	菊池警察署 0 9 6 8 - 2 4 - 0 1 1 0	菊池警察署管轄区域
秋吉佐智代	〃	〃
岩永 誠	〃	〃
佐々木則幸	〃	〃
徳永 英明	〃	〃
中津 秀志	〃	〃
中村 道夫	〃	〃
東 浩司	〃	〃
本田 正嗣	〃	〃
松田 道明	〃	〃
岡田 磯雄	大津警察署 0 9 6 - 2 9 4 - 0 1 1 0	大津警察署管轄区域
緒方 宏信	〃	〃
倉原 英信	〃	〃
田野 敏博	〃	〃
西岡 和明	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
古澤 榮一	大津警察署 096-294-0110	大津警察署管轄区域
松岡 功誠	〃	〃
村上 丞	〃	〃
村上 力雄	〃	〃
井上 幸一	小国警察署 0967-46-2110	小国警察署管轄区域
下城 誉裕	〃	〃
村上 直行	〃	〃
井 利則	阿蘇警察署 0967-22-5110	阿蘇警察署管轄区域
井上 美幸	〃	〃
岩崎 靖浩	〃	〃
江藤 秀雄	〃	〃
小野 將一	〃	〃
河瀬 和生	〃	〃
森下 重隆	〃	〃
安部 武夫	高森警察署 0967-62-0110	高森警察署管轄区域
荒牧 久利	〃	〃
大塚 弘倫	〃	〃
清永 保幸	〃	〃
大島 和弘	御船警察署 096-282-1110	御船警察署管轄区域
川野 伸一	〃	〃
熊宮 敏宏	〃	〃
坂田 潤子	〃	〃
竹村 浩二	〃	〃
馬場 雅夫	〃	〃
森田 優二	〃	〃
森本 國治	〃	〃
山下 英二	〃	〃
山本正一郎	〃	〃
米村 千晶	〃	〃
井手 孝則	山都警察署 0967-72-0110	山都警察署管轄区域
大濱 清充	〃	〃
下田 誠	〃	〃
森田 優	〃	〃
上木 廣子	宇城警察署 0964-33-0110	宇城警察署管轄区域
緒方 秀年	〃	〃
小田 文弘	〃	〃
小山 英昭	〃	〃
甲斐きみ子	〃	〃
柏木 敏秀	〃	〃
鈴木 菊美	〃	〃
園田 幸誠	〃	〃
高橋 篤	〃	〃
戸内 三喜	〃	〃
福田 隆一	〃	〃
前田 典洋	〃	〃
松本 克己	〃	〃
山口 俊一	〃	〃
山口 久代	〃	〃
山本多美男	〃	〃
板坂 等夫	八代警察署 0965-33-0110	八代警察署管轄区域
岩本 康	〃	〃
大内 義輝	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
郷 輝昭	八代警察署 0 9 6 5 - 3 3 - 0 1 1 0	八代警察署管轄区域
園川 好弘	〃	〃
滝本 龍夫	〃	〃
谷口 一雄	〃	〃
富田俊一郎	〃	〃
中村都賜夫	〃	〃
長木 秀康	〃	〃
橋本 正行	〃	〃
林 純子	〃	〃
福島 邦秋	〃	〃
松永 正成	〃	〃
元村 諒	〃	〃
本山 幸人	〃	〃
森 和昭	〃	〃
森下貴美子	〃	〃
山口 正信	〃	〃
山本 雄二	〃	〃
吉村 郁夫	〃	〃
米村 義幸	〃	〃
篠原 紀男	芦北警察署 0 9 6 6 - 8 2 - 3 1 1 0	芦北警察署管轄区域
永野 義春	〃	〃
藤井 優一	〃	〃
齋藤 誠	水俣警察署 0 9 6 6 - 6 2 - 0 1 1 0	水俣警察署管轄区域
寒川 満憲	〃	〃
中村 靖	〃	〃
福田 研二	〃	〃
松田 喜正	〃	〃
森下 紀裕	〃	〃
稲留 成長	人吉警察署 0 9 6 6 - 2 4 - 4 1 1 0	人吉警察署管轄区域
佐田 栄次	〃	〃
嶽坂幸太郎	〃	〃
中竹 幸利	〃	〃
那須 俊典	〃	〃
林田 益義	〃	〃
原 義夫	〃	〃
日當三代喜	〃	〃
冷水 邦彦	〃	〃
福屋 吉治	〃	〃
益田 泉	〃	〃
宮村 千敏	〃	〃
愛甲 信孝	多良木警察署 0 9 6 6 - 4 2 - 4 1 1 0	多良木警察署管轄区域
小田 辰幸	〃	〃
久保田澄明	〃	〃
藤本 伸介	〃	〃
松村 憲一	〃	〃
三好 正紀	〃	〃
山神 直樹	〃	〃
吉岡 孝	〃	〃
今福美奈子	天草警察署 0 9 6 9 - 2 4 - 0 1 1 0	天草警察署管轄区域
江浦むつえ	〃	〃
大水 敏文	〃	〃
檉原世師子	〃	〃

氏 名	連 絡 先	活動区域
樫山 直也	天草警察署 0969-24-0110	天草警察署管轄区域
金子 幸人	〃	〃
佐々木敏美	〃	〃
園田 溢	〃	〃
田中 繁春	〃	〃
遠山 春樹	〃	〃
富永千賀子	〃	〃
中尾 友二	〃	〃
山辺 愛	〃	〃
吉鶴 政美	〃	〃
赤星 幸作	上天草警察署 0964-56-0110	上天草警察署管轄区域
鍬釣 文男	〃	〃
小多 貞利	〃	〃
小幡 一義	〃	〃
高木 一喜	〃	〃
藤本 賢一	〃	〃
佐藤 剛作	牛深警察署 0969-73-2110	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	〃	〃
登 元生	〃	〃
蒔本 豊治	〃	〃

熊本県警察本部公告第43号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県警察本部長 小山 巖

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (1) 調達物品名
熊本県警察本部が所管する施設で使用する電気
 - (2) 予定数量
13,625,933kWh（2年間）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部警務部会計課施設管理室管財・管理係
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
平成31年（2019年）3月7日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
熊本市中央区上水前寺一丁目6番36号
九州電力株式会社 熊本東営業所
所長 濱本 政浩
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額
195,563,604円（うち消費税及び地方消費税14,486,192円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、特例政令第6条に規定する公告又は特例政令第7条の規定による公示を行った日
平成31年（2019年）1月25日

熊本県環境影響評価審査会公告第1号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

平成31年（2019年）4月19日

熊本県環境影響評価審査会

- 1 開催日時
平成31年（2019年）5月10日（金）午前10時30分から午後0時まで
- 2 開催場所

- 熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 審議内容
自然電力株式会社「(仮称)動鳴山風力発電事業環境影響評価方法書」について
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
(2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268

熊本県情報公開・個人情報保護審議会公告第1号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続等は、次のとおりです。
平成31年(2019年)4月19日

熊本県総務部長

- 1 開催日時
平成31年(2019年)4月24日(水)
午後3時30分から午後5時30分まで(予定)
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事
(1) 会長選任
(2) 会長職務代理者の指名
(3) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会運営要領の制定に関する審議
(4) 平成31年度(2019年度)の審議日程等について
(5) 行政文書の部分開示決定に関する審査請求事案の審議(諮問第198号)
- 4 会議の公開・非公開
議事(1)～(4)は、公開で行います。
議事(5)は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第14条に基づき、非公開で行います。
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続等
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県情報公開・個人情報保護審議会事務局(熊本県総務部総務私学局県政情報文書課)
(電話096-333-2068)

熊本県公安委員会告示第5号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号(熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のとおり改正し、平成31年4月19日から施行する。
平成31年4月19日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

2(1)の表八代自動車学校(八代市井上町91番地)の項の前に次のように加える。

菊池自動車学校 (菊池市北柑子1427番地)	木曜日	午後0時20分から同0時50分まで
---------------------------	-----	-------------------

2(2)の表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「午前9時00分から同9時20分まで」を「午前8時40分から同9時00分まで」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「土曜日」を「第3土曜日」に改める。

2(3)の表大洋自動車学校(玉名市向津留532番地)の項の前に次のように加える。

寺原自動車学校	木曜日	午前9時00分から同9時15分まで
---------	-----	-------------------

(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	分まで
--------------------	-----

2(3)の表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「午後0時40分から同1時00分まで」を「午前8時40分から同9時00分まで」に改める。

2(4)の表大洋自動車学校(玉名市向津留532番地)の項の前に次のように加える。

寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	木曜日及び金曜日	午前9時00分から同9時15分まで
-------------------------------	----------	-------------------

2(4)の表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「同9時10分」を「同9時00分」に改め、「午後0時40分から同1時00分まで」を削り、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項を次のように改める。

天草自動車学校 (天草市亀場町亀川70番地4)	第3木曜日	午前9時30分から同9時50分まで
	第3金曜日	午前8時30分から同8時50分まで

2(5)の表寺原自動車学校(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)の項中「午前8時30分から同8時50分まで」を「午前9時00分から同9時15分まで」に改め、同表荒尾自動車学園(荒尾市万田946番地1)の項中「午前8時30分から同9時00分まで」を「午前9時20分から同9時50分まで」に改め、同表城北自動車学校(菊池市泗水町吉富300番地39)の項中「午前8時50分から同9時10分まで」を「午前8時30分から同8時50分まで」に改め、同表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「同9時10分」を「同9時00分」に改める。

3(1)の表寺原自動車学校(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)の項中「午前8時40分から同9時10分まで」を「午前9時00分から同9時15分まで」に改め、同表荒尾自動車学園(荒尾市万田946番地1)の項中「午前8時30分から同9時00分まで」を「午前9時20分から同9時50分まで」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「月曜日及び木曜日」を「第3木曜日」に改める。

3(2)の表寺原自動車学校(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)の項中「午前8時40分から同9時10分まで」を「午前9時00分から同9時15分まで」に改め、同表大洋第二自動車学校(玉名市築地761番地)の項中「午前8時30分から同9時00分まで」を「午前9時20分から同9時50分まで」に改め、同表荒尾自動車学園(荒尾市万田946番地1)の項中「午前8時30分から同9時00分まで」を「午前9時20分から同9時50分まで」に改め、同表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「午前9時00分から同9時20分まで」を「午前8時40分から同9時00分まで」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「月曜日及び木曜日」を「第3木曜日」に改める。

5(3)の表寺原自動車学校(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)の項中「同9時20分」を「同9時15分」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「火曜日」を「第3火曜日」に、「同8時55分」を「同8時50分」に改める。

6(1)の表八代ドライビングスクール(八代市平山新町5338番地)の項の前に次のように加える。

菊池自動車学校 (菊池市北柑子1427番地)	火曜日	午後1時30分から同2時00分まで
---------------------------	-----	-------------------

6(2)の表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「午前9時00分から同9時20分まで」を「午前8時40分から同9時00分まで」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「土曜日」を「第3土曜日」に、「午前8時30分から同8時50分まで」を「午前8時50分から同9時30分まで」に改める。

6(3)の表大洋自動車学校(玉名市向津留532番地)の項の前に次のように加える。

寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	木曜日	午前9時00分から同9時15分まで
-------------------------------	-----	-------------------

6(3)の表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「同9時10分」を「同9時00分」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「午前9時30分から同9時50分まで」を「午前8時50分から同9時30分まで」に改める。

7の表寺原自動車学校(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)の項を次のように改める。

寺原自動車学校 (熊本市中央区壺川二丁目3番78号)	火曜日及び木曜日	午前9時00分から同9時15分まで
-------------------------------	----------	-------------------

7の表荒尾自動車学園(荒尾市万田946番地1)の項中「午前8時30分から同9時00分まで」を「午前9時20分から同9時50分まで」に改め、同表城北自動車学校(菊池市泗水町吉富300番地39)の項中「午前8時50分から同9時10分まで」を「午前8時30分から同8時50分まで」に改め、同表阿蘇自動車学校(阿蘇市一の宮町宮地4507番地3)の項中「午前9時00分から同9時20分まで」を「午前8時40分から同9時00分まで」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「火曜日及び木曜日」を「第3木曜日」に、「同9時20分」を「同9時30分」に改める。

8(3)の表寺原自動車学校(熊本市中央区壺川二丁目3番78号)の項中「同9時20分」を「同9時15分」に改め、同表天草自動車学校(天草市亀場町亀川70番地4)の項中「木曜日」を「第3水曜日」に、「午前8時30分から同8時55分まで」を「午前8時50分から

同9時30分まで」に改める。